



相続・贈与の 手続き&アドバイス

株式会社SBL 税理士 八木正宣

最終回 戸籍謄本の見方②



亡くなった夫の遺産について、妻である私が預金を相続することになりました。夫の戸籍謄本を分かる範囲で用意してきたのですが、これで私が相続人であることが証明できますか。

〈現行戸籍を確認〉
戸籍は、婚姻や様式の改製、転籍等の理由により複数回作製され、複数の市区町村にわたって登録されていることも少なくないものです。被相続人の一生の歴史を捉えるためには、1つひとつの戸籍が「いつから始まり、いつ終わっているか」を確認する必要があります。

新しい戸籍から古い戸籍にさかのぼって確認して

本 連載の最終回は、戸籍謄本の読み方から相続人確認のための一連の作業を解説します。相続人がだれなのかを確認するには、被相続人の「出生から死亡までの連続した」戸籍謄本等を確認する必要があります。

相続人を名乗るお客様から戸籍謄本を取り受けたら、まず被相続人の死亡の記載がある戸籍（サンプル1）から確認を始めます。戸籍上の情報を読み取るコツは「新しいものから古いものへ」とさかのぼって確認することです。

被相続人である近代太郎さんの身分事項に、除籍および死亡の記載があること、戸籍謄本末尾の書類交付日が被相続人死亡日以降であることを確認します。

次に戸籍事項の欄から、平成6年戸籍法改正（コンピュータ文書化）により、平成16年3月15日に作製されたものと確認できます。

この戸籍は、平成16年3月15日から平成26年10月7日までの戸籍を証明する書類で、近代太郎さんの平成16年3月15日から平成26年7月1日までの戸籍関係の確認ができます。配偶者の花子さんについては、身分事項に死亡の記載がなく除籍もされていないことから生存しており、相続人であることが確認できます。

〈改製原戸籍を確認〉
サンプル1には、平成16年3月

サンプル1

全部事項証明	
本 籍 名	東京都中野区東中野4321番地 近代 太郎
戸籍事項 戸籍編製	【改製日】平成16年3月15日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者 除 籍	【名】太 郎 【生年月日】昭和14年2月3日 【配偶者区分】夫 【父】近代 肇 【母】近代 元美 【続柄】長男
身分事項	
死 亡	【死亡日】平成26年7月1日 【死亡時分】午前8時30分 【死亡地】東京都渋谷区 【届出日】平成26年7月3日 【届出人】妻 近代花子
戸籍に記載されている者	【名】花 子 【生年月日】昭和14年5月20日 【配偶者区分】妻 【父】山田万里男 【母】山田トラ 【続柄】長女 花子さんが生存しており、 相続人であることを確認
前後の戸籍のつながり を確認	これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。 平成26年10月7日 東京都中野区長 野中 東

15日より前の戸籍情報は記載されていません。この戸籍はコンピュータ化で新しく編製されたもので、平成6年法改正前の様式で作製された改製原戸籍が同じ中野区に存在します（サンプル2）。

コンピュータ化前の戸籍は昭和23年式戸籍と呼ばれ、手書き・縦書きの様式です。コンピュータ化されていない市区町村においては現行様式となります。

サンプル2には「婚姻の届出により昭和34年1月23日編製」とあります。昭和34年1月23日に婚姻

によって東京都中野区に戸籍が編製されたことを意味します。

また右端に「平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製につき平成16年3月15日消除」とあり、サンプル1の戸籍の編製日と一致することから、サンプル1とサンプル2が「連続した戸籍」であることが分かります。

この改製原戸籍では、昭和34年1月23日から平成16年3月15日までの近代太郎さんの戸籍情報が確認できます。併せて、婚姻して除籍され、福島県いわき市に新戸籍

サンプル2

改製原戸籍	
本 籍	東京都中野区東中野四三二一番地
婚姻の届出により昭和参拾四年壹月参拾参日編製	昭和拾四年壹月参日神戸市北区鈴蘭台七番地出生
同日父届出入籍	昭和参拾四年壹月参拾参日山田花子と婚姻届出神戸市北区鈴蘭台七番地近代肇戸籍から入籍
昭和参拾四年壹月参拾参日山田花子と婚姻届出神戸市北区鈴蘭台七番地近代肇戸籍から入籍	昭和参拾四年壹月参拾参日山田花子と婚姻届出神戸市北区鈴蘭台七番地近代肇戸籍から入籍
昭和四拾年壹月六日東京都中野区で出生同月九日父届出入籍	昭和四拾年壹月六日東京都中野区で出生同月九日父届出入籍
平成八年貳月八日古代直子と婚姻届出福島県いわき市東田町七六	平成八年貳月八日古代直子と婚姻届出福島県いわき市東田町七六
五番に新戸籍編製につき除籍	五番に新戸籍編製につき除籍
婚姻により戸籍が編製	婚姻により戸籍が編製
生 出	名 氏
昭和四拾年壹月六日	近 代 太 郎
母	父
花子	太郎
男長	男長
父	母
太郎	元美
男長	男長
夫	妻
太郎	花子
男長	男長

を編製した長男の一郎さんの存在を確認することができました。

戸籍の改製時にすでに戸籍から除籍されている人は、新しい戸籍には記載されません。ですから、サンプル1では一郎さんの存在を確認できなかったわけです。

相続人となるべき人が生存しているかも確認する

〈さらに前の戸籍を確認〉

サンプル2では、近代太郎さんの昭和34年1月22日以前の戸籍関係は分かりません。もしかすると

昭和34年1月23日の婚姻は再婚で、初婚の相手との子や、非嫡出子（婚姻届を出していない男女の間に生まれた子）がいるかもしれません。よって、さらに戸籍をさかのぼる必要があります。

サンプル2に「昭和34年1月23日山田花子と婚姻届出神戸市北区鈴蘭台七番地近代肇戸籍から入籍」と記載があります。婚姻前は、近代太郎さんは神戸市北区の近代肇さんの戸籍に属していたことを示す記述です。次に確認するのは、近代肇さんが戸主（戸籍の

